

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

国においては、平成13年5月の人権救済制度の在り方についての答申を踏まえ、「人権擁護法案」の審議を行った。しかし、この法案については地方人権委員会の設置がないことや独立性が確保されていないため、抜本的修正を求める世論が高まり、平成15年10月、衆議院の解散により審査未了廃案となった。

しかしながら、わが国においては、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）また、インターネットを使った差別書き込みが跡を絶たず、人権侵害が引き起こされている。

よって、政府においては、実効性のある人権救済に関する法律を早期に制定することを求め、下記事項を強く要望する。

記

- 1 1993年に国連で採択された「パリ原則」を踏まえ、独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は内閣府の外局とし、国家行政組織法3条委員会とすること。
- 2 人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるように、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。
- 3 国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題・部落問題に精通した委員を選任すること。
また、事務局についても、それぞれの人権委員会が人権問題に精通した人材を採用すること。
- 4 人権委員会はマスメディアの取材や報道に対する規制、さらには、様々な人権団体の自主的活動に対して不当に干渉することなく、十分な連携を取りつつ活動すること。
- 5 人権擁護委員会制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、効果的な活動ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年（平成19年）9月21日

高砂市議会